

(表5-2)

表5-2: 法令に基づく府省共通手続  
申請等手続以外の手続

整理 番号	手続名	根拠法令、根拠規定				処分通知等を行うシステム等の名称	停止又は停止予定の手続			備考
		条	項	号	附則		27年度	28年度	29年度 以降	
1	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律								
2	電磁的記録についての開示の方法に関する定めに関する閲覧	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律								
3	個人情報ファイル簿の公表	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令								
合計		3					0	0	0	

※ 「平成27年度中」:平成27年4月1日から28年3月31日までの間

※ 「停止又は停止予定の手続」:「27年度」は平成27年度中にオンライン化を停止した手続、「28年度」は平成28年度中にオンライン化を停止した、または停止予定の手続、「29年度以降」は平成29年度以降にオンライン化の停止を予定している手続